道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその傍記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置） **第10条**　（略） ２　（略） ３　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項及び次項において同じ。）の燃料消費率（自動車の一定の条件での使用に際し消費される燃料の量を基礎として算出される燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表した数値をいう。）の測定に関し、保安基準第８条第６項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める方法とする。ただし、第５条第１項第４号及び第５号以外の場合における自動車（国土交通大臣が定める自動車を除く。）にあっては、この限りでない。 一　ガソリン、軽油又は液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のもの又は車両総重量3.5ｔ以下のもの　次のいずれかの方法 イ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法により運行する場合における燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表した数値及び同別添に規定するＪＣ08Ｃモード法により運行する場合における燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表した数値を、それぞれ0.75及び0.25の割合で加重して調和平均する方法 ロ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法により運行する場合における燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表す方法 二　前号に掲げる自動車以外の自動車（軽油を燃料とするものに限る。）　別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＥ05モード法により運行する場合における燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表した数値（以下この号において「ＪＥ05モード法燃費値」という。）及び第１表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード法により運行する場合における燃料１ℓ当たりの走行距離をkmで表した数値（以下この号において「都市間走行モード燃費値」という。）を、第２表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法 第１表　（別紙） 第２表 自動車の種別 / 車両総重量 / 走行割合：ＪＥ05モード燃費値に加重する割合 / 都市間走行モード燃費値に加重する割合 車両総重量が3.5ｔを超える乗用の用に供す / 高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32 / 1.00 / 0.00	（原動機及び動力伝達装置） **第10条**　（略） ２　（略） （新設）